

静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和4年3月31日策定

静岡県立静岡がんセンター（以下「センター」という。）は、研究活動及びその公的研究費の執行の不正行為を防ぐため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

1 センター内の責任体系の明確化

不正使用防止対策に関する責任体系を明確にし、センター内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の作成・実施

不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた予算執行管理・運営体制を整備する。

4 公的研究費等の適切な運営・管理活動

適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。

6 実効性のあるモニタリング体制の整備・実施

公的研究費の不正使用を発生させないために、センター全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。